

## ○金ケ崎町移住支援事業補助金交付要綱

令和元年10月31日

告示第121号

金ケ崎町移住支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和元年11月1日から施行する。

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び金ケ崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、町と岩手県が共同して行ういわて暮らし応援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から町に移住した者が、就業、起業等により定着に至った場合に、予算の範囲内で金ケ崎町補助金交付規則(昭和42年金ケ崎町規則第20号)及びいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領(平成31年4月1日付け定雇第48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知)に基づき補助金を交付することについて定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いわて暮らし応援事業 デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))を活用して都道府県が実施するマッチング支援事業又は同交付金を活用して都道府県が実施する起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、岩手県と居住地の市町村が共同して移住支援を行う事業をいう。
- (2) マッチング支援事業 デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))を活用して都道府県が東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する(職業安定法(平成12年法律第141号)第4条第6項に規定する募集情報等提供事業をいう。)とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う事業をいう。
- (3) 起業支援金 岩手県地方創生起業支援事業に係る支援金をいう。
- (4) マッチングサイト マッチング支援事業の対象となる求人の情報を掲載する等の

ために開設・運営されたインターネットサイトをいう。

(5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(6) 住民登録 町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に登録されていることをいう。

（補助金の額）

第3 補助金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算する。

（補助金の交付対象者）

第4 補助金の交付対象者は、次項の要件を満たし、かつ、第3項から第6項までの要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあっては第7項の要件も満たす者とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和5年4月1日以降に町内に転入し、住民登録をしていること。

イ 補助金の申請時において、町内に住民登録した日が1年以内であること。

ウ 補助金の申請日から5年以上、町内に継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 金ヶ崎町暴力団排除条例(平成24年金ヶ崎町条例第13号)第2条第1項第2号に規定する暴力団若しくは同項第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他、町が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就職に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般の場合の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

イ 就業先がいわて暮らし応援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業先が申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに第2号の求人がいわて暮らし応援事業の対象として掲載された日以降であること。

カ 補助金の申請日から5年以上、就業先に継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
  - ウ 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトの参加等、離職することが前提でないこと。
- 4 起業に関する要件は、1年以内に起業支援金の交付決定を受けていることとする。
- 5 テレワークに関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - (2) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業から当該移住者に資金提供されていないこと。
- 6 関係人口に関する要件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 金ヶ崎企業クラブに登録している企業に就職した者
  - (2) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
- 7 世帯に関する要件（世帯の申請をする場合のみ。）は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していたこと。
  - (2) 申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。
  - (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に町内に転入し、住民登録していること。
  - (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において、町内に住民登録した日が3月以上1年以内であること。
  - (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、金ヶ崎町移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 世帯全員の移住先の住民票

(3) 世帯全員の移住元の住所地及びその居住期間を確認できる書類(住民票の除票等。)

(4) 東京23区内で勤務していた企業等の在勤地及び在勤期間等を確認できる書類(就業証明書等。法人経営者又は個人事業主の場合は、開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書等。)

(5) 第4第2項(1)アに規定する通学期間を含む場合においては、卒業証明書等の写し

(6) 就職先企業等の就業証明書(様式第2号又は様式第3号)、起業支援金の交付決定通知書の写し又は関係人口証明書(様式第4号)

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6 町長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、金ヶ崎町移住支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7 第6第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに金ヶ崎町移住支援事業補助金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(報告等)

第8 岩手県及び町は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査を求めることができる。

(異動の届出)

第9 交付決定者は、交付決定を受けた日から5年以内において住民登録地又は就業

先について異動があった場合は、住所等異動届出書（様式第7号）を町長に届出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金の全部取消

ア 偽りその他不正な手段により補助金を受けた場合

イ 補助金の申請日から3年未満に町から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

（2）補助金の一部取消

補助金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

2 前項の規定にかかわらず、就職先企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町が認めた場合はこの限りではない。

（補助金の返還命令）

第11 町長は、第10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、金ヶ崎町移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により返還を命じられたときは、次の各号のとおり補助金を返還しなければならない。

（1）第10第1号に基づく補助金の全部を取り消された場合は全額

（2）第10第2号に基づく補助金の一部を取り消された場合は半額

3 町長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めは負わない。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（令和2年3月31日告示第115号）抄

改正後の金ヶ崎町移住支援事業補助金交付要綱第4第2項第1号に規定する補助金の対象者については、令和2年1月15日以降に金ヶ崎町に転入し住民登録した者が

ら適用し、同日より前に転入し住民登録した者は、なお、従前の例による。

前 文（令和3年6月11日告示第110号）抄

令和3年4月1日から適用する。

前 文（令和4年5月24日告示第69号）抄

令和4年4月1日から適用する。

前 文（令和5年8月1日告示第98号）抄

表1及び様式の改正部分は令和5年4月1日から適用し、表2の改正部分は令和5年6月23日から適用する。また、この要綱の改正前に転入した者については、なお従前の例による。

